平成２１年（フ）第４１５号
香川県高松市藤塚町１丁目12―15コート藤塚Ｉ202号室、住民票上の住所香川県高松市円座町879番地２
債務者　日笠　吉明
１　決定年月日時　平成21年10月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第４２６号
香川県高松市百間町５番地６百間町マンション605号
債務者　冨岡　英和
１　決定年月日時　平成21年10月13日午前11時10分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第５５４号
福岡県筑紫郡那珂川町大字山田152番地30
債務者　鮫島　秀爾
１　決定年月日時　平成21年10月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１６８４号
福岡市博多区西月隈５―19―36三愛シティライフ608、住民票上の住所福岡県糟屋郡志免町桜丘１丁目33番９号
債務者　上原　只紀
１　決定年月日時　平成21年10月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１８１６号
福岡市博多区西月隈５―19―36三愛シティライフ608、住民票上の住所福岡県糟屋郡志免町桜丘１丁目33番９号
債務者　上原　茂樹
１　決定年月日時　平成21年10月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１８１７号
福岡市博多区西月隈５―19―36三愛シティライフ608、住民票上の住所福岡県糟屋郡志免町桜丘１丁目33番９号
債務者　上原エミ子
１　決定年月日時　平成21年10月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２６０号
北海道苫小牧市大成町１丁目14番３―210号
債務者　川上　由美（旧姓新谷）
１　決定年月日時　平成21年10月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第７２号
秋田県由利本荘市松本字野添87番地
債務者　小笠原きよ子
１　決定年月日時　平成21年10月９日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２１年（フ）第５５号
千葉県館山市西川名1325番地
債務者　恩田ユジーン
１　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２１年（フ）第３０９号
山梨県甲府市伊勢３丁目13番６―101号
債務者　土橋　知秀
１　決定年月日時　平成21年10月９日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３２４号
山梨県南巨摩郡南部町内船7706番地
債務者　四條　久嗣
１　決定年月日時　平成21年10月９日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３４２号
山梨県甲府市西田町５―42　西田グリーンハイツＢ―203、住民票上の住所山梨県甲府市富士見１丁目16番３号ＫＧマンション富士見201号
債務者　川口　義人
１　決定年月日時　平成21年10月９日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３４９号
山梨県南巨摩郡増穂町小林1084番地１　ハピープレイス４号
債務者　近藤　幹恵
１　決定年月日時　平成21年10月９日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３５１号
山梨県甲斐市島上条348番地
債務者　土橋　初子
１　決定年月日時　平成21年10月９日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３５４号
山梨県甲州市勝沼町小佐手307番地10
債務者　飯島　道子
１　決定年月日時　平成21年10月９日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３５７号
山梨県甲州市塩山下於曽1520番地１　サンビレッヂ塩山103
債務者　古屋　新一
１　決定年月日時　平成21年10月９日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
甲府地方裁判所民事部破産係